

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2019年
3月号

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成31年2月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【244】 健康経営部門 高知スタンダード石油株式会社 高知市曙町1丁目2番25号	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙、受動喫煙防止に向け、社内にポスターを貼って周知して取り組んでいる。 ◆年に一度、社員の個別面談において身体面およびメンタル面の健康状態を確認している。
【245】 次世代育成支援部門 高知市農業協同組合 高知市高須東町4-8	<ul style="list-style-type: none"> ◆半日単位で取得できる有給休暇制度がある。 ◆配偶者出産時に2日間の特別休暇制度がある。
【246】 次世代育成支援部門 健康経営部門 株式会社ケーディエス 高知市一宮中町3丁目1番2号	<p>【次世代育成支援部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の短縮の措置がある。 ◆時間単位の年次有給休暇制度・看護休暇制度がある。 <p>【健康経営部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆定期健診の受診勧奨を行っている。 ◆感染症の感染拡大防止に向け、感染者の出勤停止等の取組を行っている。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

労務改善 Q&A

〈No.51〉

Q. 介護のための所定労働時間の短縮等の制度について

家族が要介護と認定され、介護に必要な時間が有給休暇だけでは不足することが予想される従業員がいます。従業員には介護しながら仕事を続けてもらいたいので、勤務時間を短縮するような制度が必要ではないかと考えています。制度を創設する場合、どのような配慮が必要でしょうか。

A. 介護の状況に対応できるフレキシブルな制度設計を心がけましょう

育児・介護休業法で、事業主は「3年間以上連続して活用できる①短時間勤務、②フレックスタイム、③時差出勤、④介護サービスへの助成」のうち少なくともいずれか一つの制度を措置することと、①～③は3年間で2回以上利用できることが求められています。

また、介護の状況や協力者の有無等により、従業員個々の負担は大きく異なるため、介護をしながら働くことが実質的に容易になるよう、その状況等に応じて勤務スタイルが広く選択できるような制度とすることも望まれています。

例えば、①短時間勤務を措置する場合は、1日の所定労働時間や週又は月の所定労働日数の短縮、勤務しない日又は時間の請求を認めることなどによるものとされています。ただし、その勤務しなかった時間について賃金を支給しないことは差し支えありませんが、勤務しなかった時間を越えて働かなかったものと取り扱うことは、不利益取扱いとして禁止されていますし、通常と異なる賃金の支給には、その計算方法や決定などについて就業規則等で定め、従業員に周知をする必要があります。

制度の運用にあたっては、制度利用者の周囲の協力・支援体制を築くことが重要ですので、従業員全員に日頃から制度の意義・内容を説明するなど、制度利用の希望者が出た時にしっかり対応できるように準備しておきましょう。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！



